

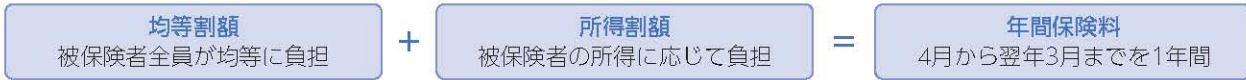
## 被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月中旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

## 保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。



年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。  
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

# 国民年金

## 国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

### 国民年金加入者

 <b>第1号被保険者</b>	 <b>第2号被保険者</b>	 <b>第3号被保険者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自営業者</li> <li>●自由業者</li> <li>●農林漁業従事者</li> <li>●学生</li> </ul>	厚生年金や共済組合に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> <li>●会社員</li> <li>●公務員</li> </ul>	第2号被保険者の被扶養配偶者 <ul style="list-style-type: none"> <li>●会社員の妻(夫)</li> <li>●公務員の妻(夫)</li> </ul>

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



### 👉 こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。  
会社など退職したときや厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき、年金を受けていた方が死亡したときなど、届出が必要となります。

### 保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。

